

県民の安全・安心
対策特別委員会
提言

令和 7 年 3 月

岐 阜 県 議 会

【目 次】

I	はじめに	… 1
II	提言	
1	医療・福祉サービスの充実	… 3
	(1) 地域における医療提供体制の確保	… 3
	(2) 福祉分野におけるロボットやＩＣＴ等の活用	… 4
2	孤独・孤立対策の分野横断的な推進	… 6
	(1) 自殺対策・ひきこもり支援	… 6
	(2) 生活困窮者世帯・ひとり親家庭への支援	… 7
3	虐待・配偶者暴力防止対策の推進	… 9
	(1) 発生予防から早期発見、早期対応、自立支援に至るまでの支援体制の充実	… 9
4	犯罪・交通事故防止対策の推進	… 11
	(1) 在留外国人等総合対策の推進	… 11
	(2) 総合的な交通事故抑止対策の推進	… 12
	参 考	… 14

I はじめに

世の中が急激に大きく変化、複雑化する現代において、我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、様々な社会問題が顕在化している。

医療分野においては医療人材の不足や、地域・診療科の偏在、福祉分野においても、介護人材の不足が問題となるなど、医療・福祉サービスの持続的な提供体制の確保が喫緊の課題となっている。

また、コロナ禍を契機とした対面での交流機会の減少に加え、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯が増加するなど、小家族化が進み、生活様式が変化したことで、社会から取り残されると感じる「孤独・孤立」が深刻化している。

他にも、日々手口が変化し、今後も増加が見込まれる高齢者が関係する犯罪や交通事故、児童、女性や高齢者等社会的・身体的に弱い立場にある人への虐待・暴力も社会問題となっている。

本県においても同様に、社会の変化に伴う様々な課題が顕在化しており、県民のライフステージごとに求められるサービスや、困難な状況に陥りそうになった時、陥った時に求められる支援を提供し続けることが必要ではないかと考えられる。

そこで、当委員会としては、このように世の中が急激に大きく変化、複雑化する中で、県民が安心・安全を実感するために重要な要素となる「医療・福祉サービスの充実」、「孤独・孤立対策の分野横断的な推進」、「虐待・配偶者暴力防止対策の推進」及び「犯罪・交通事故防止対策の推進」を主な調査項目とし、最前線でご尽力いただいている方の参考人招致や先進地視察を通じて、調査・議論を重ねてきた。

今般、２年間の調査期間を終えて、これまでの委員会の調査及び委員による検討を踏まえた結果について提言を行う。

これまでの県の取組がさらに深化し、県民一人ひとりが安全・安心を実感して暮らしていける社会の実現に向け、本提言が今後の県政に反映されることを期待するものである。

Ⅱ 提言

1 医療・福祉サービスの充実

(1) 地域における医療提供体制の確保

少子高齢化が急速に進行しており、本年にはいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となることから、本県においても医療・介護需要のさらなる増加が見込まれる。

一方で、高齢者を支える世代となる15～64歳の生産年齢人口は減少を続けており、県民が将来にわたって持続的に適切な医療を受けられるようにするためには、限りある地域の資源を効果的に活用していくことが重要となる。

本県では、人口10万人当たりの医師数が、岐阜圏域を除く4圏域では全国平均を大きく下回っている。そのため、医師を筆頭とした医療従事者の総数確保に加えて、へき地等を含めた地域における医師、診療科の偏在解消に引き続き取り組む必要がある。

医師の確保策としては、県の地域医療に貢献する意思のある学生等を支援する取組を行うとともに、臨床研修医がその後、県内定着につながる傾向があることから、臨床研修医数・充足率の増加を図る取組の推進が必要であり、医師の県内定着をより一層図るためにも、医師のキャリア形成支援も重要となる。

他にも、人口構造の変化に対応し、持続可能な医療提供体制を確保するためには、地域の特性や将来の医療需要に応じた医療資源の確保、医療機関相互の連携強化、オンライン診療や移動診療車等のテクノロジーの活用を図る取組などが必要である。

地域における医療提供体制の確保を確実に推進するため、これらの検討結果を踏まえて、「岐阜県地域医療構想」の策定や医師偏在対策が推進されることを期待したい。

【調査事例】

- ・地域医療の維持と充実のため、医療機関への医師確保支援や医師のキャリア形成支援等を通じて、医師の確保と定着を図る取組を行う「福島県地域医療支援センター」を視察
- ・最新の医療機器を導入し、高い専門性を持つスタッフとともに、満足度の高い医療を提供し、地域の皆様の安心と信頼に応えられる医療拠点を目指す「中部国際医療センター」を視察

（２）福祉分野におけるロボットやＩＣＴ等の活用

福祉分野においても、少子高齢化に伴う社会構造の変革による影響は大きく、介護ニーズの急増と多様化が進む一方、介護人材不足の拡大が見込まれる。

こうした状況の中においても、限られた人材で質の高い介護サービスを継続的に提供し続けていくことが、介護現場が直面する課題であり、ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることが求められている。

また、テクノロジーを活用することは、職員の業務負担軽減が図られるだけでなく、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービス利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上につなげていくことが可能にな

ることから、介護サービス利用者にとっても、大きなメリットである。

一方、介護施設における介護ロボット等の導入率はまだまだ低く、その理由としては、現場のニーズを十分に捉えることが出来ていないことや、導入コストが高額であり維持管理費も必要となること、現場で実用化されるまで相当の時間や労力が必要となること、介護サービス利用者だけでなく介護者においてもロボットを使用することに抵抗を感じている人が少なくないなど、課題が山積している状況である。

円滑なテクノロジー導入には、施設管理者と現場が一体となって合意形成を図り、導入に向けた現場課題の洗い出し、課題解決のための機器選定、導入後の使用者へ継続的なフォローアップを実施することが重要となるため、県としては、経済的な支援に加え、機器導入に向けた伴走支援を継続することも必要である。

また、テクノロジー導入により、生産性向上を果たしたモデル施設を地域に育成し、好事例を他の事業者へも展開することで、より一層のテクノロジー導入が推進されることを期待する。

【調査事例】

- ・医療・介護の従事者への教育活動や、利用者への普及活動を通して、医療用及び介護用ロボットの更なる普及に取り組む「一般社団法人東北医療・介護ロボット普及協会」を視察

2 孤独・孤立対策の分野横断的な推進

(1) 自殺対策・ひきこもり支援

コロナ禍を契機とした対面での交流機会の減少に加え、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯が増加するなど、小家族化が進み、生活様式が変化したことで人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、社会から取り残されると感じる「孤独・孤立」が社会問題となっている。

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において、何人にも生じ得るもので、当事者の自助努力のみに委ねられるべき問題ではなく、社会が当事者に寄り添っていく必要がある。そのため、官民が連携して幅広く具体的な取組を総合的に実施していくことが重要となり、当事者や当事者の家族等の状況に合わせた切れ目のない相談支援を行うことや、居場所づくりが必要である。

また、切れ目のない相談支援を行うために欠かすことができない支援団体同士のネットワークを構築するためには、様々な交流を通じて顔の見える関係を構築することが効果的であるため、県には支援団体同士をつなげ、調整する中間支援の役割、行政ならではの機会を捉えた支援団体の周知にも期待したい。

自殺対策においては、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると考えられる。そのため、問題が発生した際に支援を求める声を上げやすい社会にすることは重要であり、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組と、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組、双方の取組を実施する必要がある。

ひきこもり支援の対象となる年齢層は幅広く、その背景や要因、現在置かれている状況は複雑化、多様化しているため、各関係機関による分野横断的な対応が必要であり、個々の生活環境やニーズに応じた多種多様なサポートを自立に向け提供していくことが必要である。

また、地域全体でひきこもりを正しく理解し、温かく受け止めていただける気運を醸成するためにも、地域における理解者の養成や、ひきこもり経験者等も含めた支援人材の確保・資質向上を図っていくことも必要である。

【調査事例】

- ・子どもたちへの学習支援を中心に活動し、子どもたちの居場所づくりに取り組む「一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク」の関係者を参考人として招致

（２）生活困窮者世帯・ひとり親家庭への支援

生活困窮者世帯においては、経済的困窮の一言で言い表せない課題がそれぞれ存在しており、それは就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題など、複雑で多様化している。

生活困窮者の尊厳を確保しつつ、困窮状態からの脱却と自立を促進するためには、生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、抱えている課題を分析した上で、本人の状況に応じたきめ細かい支援を包括的に実施する必要がある。

ひとり親家庭においては、多くが多岐にわたって生活面における悩みを抱えており、子育てや就業など、安定した生活を実現するためには、相談窓口の設置やSNS等を活用した相談受付など、相談機能を強化す

ること、そして、必要な支援制度や情報が適切に届くよう情報提供を強化することが必要である。

また、離婚によって別に生活することとなっても子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもにとっての生活の安定や子どもの健やかな成長を図るため、養育費の確保に対する相談体制の充実や、面会交流支援などに取り組む必要がある。

なお、ひとり親家庭に対する社会的な理解促進や、ひとり親家庭の地域活動への参加促進等を図ることで、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境や、ひとり親家庭を地域で支える体制づくりが進むことを期待したい。

【調査事例】

- ・子どもたちへの学習支援を中心に活動し、子どもたちの居場所づくりに取り組む「一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク」の関係者を参考人として招致（再掲）

3 虐待・配偶者暴力防止対策の推進

(1) 発生予防から早期発見、早期対応、自立支援に至るまでの支援体制の充実

児童、女性や高齢者等社会的・身体的に弱い立場にある人への虐待・暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、発生予防に取り組むだけでなく、事案の早期発見、早期対応から自立支援まで、切れ目なく支援を行う必要がある。

一方、これらの虐待・暴力は、発見が困難な家庭内で行われ、潜在化することも多く、加害者に罪の意識が薄い傾向がある。

また、配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生していることも多く、子どもへの直接的な暴力だけでなく、家庭内暴力を目撃することも子どもへの影響が大きい。

さらに、被害者が支援を求める際の心理的な障壁は高く、特に、加害者との関係性や経済的依存が強い場合は、より支援を求めることが難しくなりやすい傾向がある。他にも、被害者本人の気付きが無ければ相談に至らないことも多いため、被害が軽いうちに援助できないこともある。

このため、社会全体で虐待・暴力に対する問題認識を持ち、特に影響を受けやすい子どもたちが暴力を受けたり、将来、暴力を容認する大人にならないためにも、教育機関も含め、広域的に広報啓発を推進することが必要である。

また、被害者が支援を求めやすい環境整備も重要であり、SNSやオンラインでの相談等、場所や時間の制約を受けず、気軽に匿名でも相談できる仕組みや、

普段の生活圏において身近に相談できる開かれた窓口を設置するなどの環境整備が必要である。

被害者は、複数の課題を同時に抱えていることが多いため、その課題解決に関わる多種多様な支援機関が、切れ目なく効果的に包括的支援を行うことができるよう、行政部局、官民を超えた連携の場となるプラットフォームの設置など、より密度の濃い連携が出来る仕組みが必要である。

なお、罪のない子ども達への虐待、時には虐待死が依然として発生し続けており、児童虐待防止対策を強化するためにも、児童相談所職員の適切な配置など、児童相談所運営に関する財政支援を国に対し、より一層働きかけていくことも必要である。

【調査事例】

- ・DV被害者、DVに巻き込まれた子どもたち等の支援に取り組む「特定非営利活動法人あゆみだした女性と子どもの会」の関係者を参考人として招致

4 犯罪・交通事故防止対策の推進

(1) 在留外国人等総合対策の推進

県内における在留外国人は増加傾向にあり、令和6年6月末時点では過去最高の71,617人となっている。そのため、地域における多文化共生の推進とともに、在留外国人が犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないための取組が求められる。

一方、在留外国人が安心して暮らしていくための妨げとなっている要因は多岐にわたっており、代表的なものとしては、

- ①文化的な違いから、法律や習慣を理解しにくい
- ②言語の壁により、重要な情報が十分に伝わりにくい
- ③地域社会との交流が不足することにより、地域と在留外国人コミュニティとの分断が起き、その結果、必要な支援が求めにくい

などの要因が存在している。

これらの課題を解消するためには、情報提供を多言語で実施することはもちろん、在留外国人コミュニティや外国人雇用企業、技能実習管理団体等、様々な団体・機関との連携や、SNS等も活用するなど、行政機関だけでなく民間団体等も加えた、在留外国人に対する多様な情報伝達チャネルを確保することが必要である。

また、在留外国人が必要な支援を受けられるよう、多言語に対応した通訳や専門知識を持つ相談員の確保、相談窓口における「やさしい日本語」の普及促進など、相談体制をより一層充実させることも必要である。

そして、在留外国人が安心して暮らしていけるよう、コミュニケーションに必要不可欠である日本語教育を

充実させるとともに、在留外国人が地域社会への参画・交流する機会を増やしていける取組なども必要である。

【調査事例】

- ・地域住民と外国人居住者が共に安心して暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組む「特定非営利活動法人可児市国際交流協会」を視察

（２）総合的な交通事故抑止対策の推進

県内における交通事故は減少傾向にあるものの、依然として多くの事故が発生しており、死亡事故に関しては、高齢者が交通事故死者の６割以上を占めている。

そのため、高齢者の交通事故被害及び加害件数の抑止に向け、高齢者の運転免許更新時だけでなく、社会教育活動や福祉活動、各種イベント等のあらゆる機会を活用した、交通安全教育の実施と、運転免許証の自主返納を望む場合に返納しやすい仕組み作りが必要である。

また、生活道路や通学路等における人優先の安全・安心な通行空間を確保するため、道路管理者と連携し、自動車の速度を抑制するための道路交通環境整備や道路標識・道路標示等交通安全施設の計画的な点検・整備が必要である。

他にも、安全運転サポート車の普及や、道路交通管制の高度化など、先進技術を積極的に活用することで、交通事故が抑止されることに期待したい。

【調査事例】

- ・ 高速道路における安全・安心実施計画を策定し、交通事故抑止対策に取り組む「中日本高速道路株式会社」の関係者を参考人として招致

参 考

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催

◆令和5年度

開催時期		主な調査事項
第1回	5月9日	○正副委員長互選
第2回	5月11日	○重点調査項目等について ○所管事務事業の説明聴取について ○委員会活動について
第3回	7月5日	○参考人意見聴取・協議 「子どもの居場所づくり」に求められるもの ・一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク 代表理事 南出 吉祥 氏
第4回	令和6年 3月12日	○中間報告作成に係る協議

◆ 令和 6 年度

開催時期		主な調査事項
第 5 回	5 月 1 0 日	○ 重点調査項目等について ○ 所管事務事業の説明聴取について ○ 委員会活動について
第 6 回	7 月 3 日	○ 参考人意見聴取・協議 「虐待・配偶者暴力防止対策の推進について」 ・ 特定非営利活動法人あゆみだした女性と子どもの会 理事長 廣瀬 直美 氏
第 7 回	1 0 月 9 日	○ 参考人意見聴取・協議 「犯罪・交通事故防止対策の推進について」 ・ 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括課長 山邊 恵太 氏
第 8 回	令和 7 年 2 月 2 7 日	○ 提言作成に係る協議

2 視察の実施

◆ 令和 5 年度

視察区分	調査時期	調査項目
県内視察	1 1 月 1 5 日	○ 県内事例調査 ・ 特定非営利活動法人可児市国際交流協会（可児市）
県外視察	令和 6 年 1 月 3 0 日 ～ 3 1 日	○ 先進地調査 ・ 福島県地域医療支援センター（福島県福島市） ・ 一般社団法人東北医療・介護ロボット普及協会（宮城県仙台市）

◆ 令和 6 年度

視察区分	調査時期	調査項目
県内視察	8 月 2 9 日	○ 県内事例調査 ・ 中部国際医療センター（美濃加茂市）

【県民の安全・安心対策特別委員会】
（令和５年度～令和６年度）

委員長 尾 藤 義 昭 （関市・美濃市）

副委員長 加 藤 大 博 （加茂郡）

委員 川 上 哲 也 （高山市）

水 野 吉 近 （岐阜市）

伊 藤 英 生 （可児市）

中 川 裕 子 （岐阜市）

山 内 房 壽 （土岐市）

安 井 忠 （安八郡）

牧 田 秀 憲 （美濃加茂市）

今 井 瑠 々 （多治見市）